エコマーク ニュース

Eco Mark News

エコマークは(財)日本環境協会が自主的に運営している事業です。エコマークの活動予算は、すべて認定企業の皆様からのエコマーク使用料および商品認定申込者の皆様からの商品認定審査料でまかなわれています。「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

2007.5.5 No.69

エコマークニュース TOP

●エコマーク情報提供が充実！

ホームページでの消費者向けコンテンツやグリーン購入法特定調達品目によるエコマーク商品の検索、また、メールマガジンのリニューアル創刊など、エコマークの情報提供を充実・強化しました。

（詳細につきましては、６ページ「普及・広報活動」をご覧ください。）

消費者向けコンテンツの画面
http://www.ecomark.jp/lifestyle/

目 次 ・CONTENTS

委員会報告／決定事項

・エコマーク運営委員会（第18回）……2
・エコマーク類型・基準制定委員会（第47回）……2

認定基準制定のお知らせ

・エコマーク商品類型No.122「プリンタ Version2.0」
エコマーク商品類型No.124「ガラス製品 Version2.0」
エコマーク商品類型No.126「塗料 Version2.0」
エコマーク商品類型「建築製品」(No.123、No.137、No.138、No.139の４つの類型番号に分割して制定)
［第１期分］……3

認定基準案の公表

・エコマーク商品類型No.101
「かばん及びスーツケース Version1.0」
エコマーク商品類型「建築製品」(No.123、No.137、No.138、No.139の４つの類型番号に分割して制定)
［第２期分］……4

お知らせ

・エコマーク商品類型「かばん及びスーツケース」、「建築製品」［第２期分］の認定基準案の説明会を開催……5

エコマーク認定商品情報

・通学用かばんとして初のエコマーク認定商品が登場 ……6

普及・広報活動

・エコマーク情報提供が充実 ～エコマーク事務局ホームページ新コンテンツ、新機能等のご案内～ ……6
・2007年度版のエコマークのカタログ、リーフレットができました……7
・日本初！ エコマーク商品専門ショッピングサイトがグランドオープン……7

国際協力活動

・GEN役員会に出席……7

関連情報

・グリーン購入の推進において重視されるエコマーク……8

委員会報告／決定事項

エコマーク運営委員会（第18回）

第18回エコマーク運営委員会（委員長：森島昭夫(財)地球環境戦略研究機関理事長）が2007年3月14日に開催されました。審議内容は以下のとおりです。

〈審議内容〉

(1) 平成19年度エコマーク事業計画・予算案が承認されました。エコマーク事業の収入に関して、2005年度から導入された新料金体系の影響について補足説明がありました。

(2) 2007年度からの5年間を対象とするエコマーク中期活動計画の草案が報告されました。次回の同委員会で審議の上、承認を受ける予定です。

(3) 前回の第17回委員会での指摘を踏まえての「使用料の特別措置（軽減措置）」に係る検討状況が報告されました。

(4) エコマーク事業に関して、平成18年度の実施状況が報告されました。

なお今回の運営委員会より、審議の資料をエコマーク事務局ホームページにて公開しておりますので、詳しくはこちらをご覧ください。
(http://www.ecomark.jp/unei_info.html#18)

エコマーク類型・基準制定委員会（第47回）

第47回エコマーク類型・基準制定委員会（委員長：郡嶌 孝 同志社大学教授）が、2007年4月13日に開催されました。審議内容は以下のとおりです。

〈審議内容〉

(1) 7つの認定基準の制定が、**表1**のとおり決まりました。

(2) 5つの認定基準案の公表およびパブリックコメントの受付を行うことが、**表2**のとおり決まりました。

(3) 認定基準の軽微な改定に関する案が、**表3**のとおり承認されました。

※次回エコマーク類型・基準制定委員会は2007年6月8日（予定）です。

表1　認定基準の制定

	類型番号	類　型　名		制定日
制　定	122	プリンタ Version 2.0		2007.5.5
	124	ガラス製品 Version 2.0		2007.5.5
	126	塗料 Version 2.0		2007.4.13 注2)
	123	建築製品 注1)	（内装工事関係用資材）Version 2.0	2007.5.5
	137		（外装・外構工事関係用資材）Version 1.0	2007.5.5
	138		（材料系の資材）Version 1.0	2007.5.5
	139		（設備）Version 1.0	2007.5.5

注1）商品類型「建築製品」は、該当する認定基準の探し易さなど申請者の利便性に配慮し、4つの類型に分割して認定基準を制定することとしました。

注2）ホームページ上で公表することによって即日制定しました。

表2　認定基準案の公表（パブリックコメント受付）

	類型番号	類　型　名	公表期間	制定日（予定）
公　表	101	かばん及びスーツケース Version 1.0	2007.5.5～2007.7.3	2007.9.1

（次ページに続く）

	類型番号	類　型　名		公表期間	制定日（予定）
公　表	123	建築製品 注3)	（内装工事関係用資材）Version 2.0 の適用範囲の拡大案	2007.5.5～7.3	2007.9.1
	137		（外装・外構工事関係用資材）Version 1.0 の適用範囲の拡大案	2007.5.5～7.3	2007.9.1
	138		（材料系の資材）Version 1.0 の適用範囲の拡大案	2007.5.5～7.3	2007.9.1
	139		（設備）Version 1.0 の適用範囲の拡大案	2007.5.5～7.3	2007.9.1

注 3）表 1 の注 1）に同じ。

表 3　認定基準の改定

	類型番号	類　型　名	改定日
軽微な改　定	109	タイル・ブロック Version 2.2	2007.4.13
	115	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version 2.1	2007.4.13
	117	複写機 Version 2.1 注4)	2007.5.5
	119	パーソナルコンピュータ Version 2.1	2007.4.13
	126	塗料 Version 1.6	2007.4.13
	128	日用品 Version 1.4	2007.4.13
	131	土木製品 Version 1.6	2007.4.13
	132	トナーカートリッジ Version 1.1	2007.4.13

注 4）本案件は通常の軽微な改定よりも大幅な改定を伴うため、2 ヵ月間の公表を実施しました。今回、Version2.1 から Version2.2 になります。

エコマーク事務局ホームページでは、本委員会の速報を「**エコマーク類型・基準制定委員会決定事項速報**」として、本ニュースレター発行前に公開しています。

認定基準制定のお知らせ

エコマーク商品類型 No.122「プリンタ Version 2.0」
エコマーク商品類型 No.124「ガラス製品 Version 2.0」
エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version 2.0」
エコマーク商品類型「建築製品」（No.123、No.137、No.138、No.139 の 4 つの類型番号に分割して制定）［第 1 期分］

●エコマーク商品類型 No.122
「プリンタ Version2.0」

最新の知見に基づき、3R 設計の要求事項・騒音基準の更新、エネルギー基準における最新エナジースター基準の導入、VOC 放散量の数値基準値の設定または参考値の提出などの見直しを行いました。

また、ブルーエンジェルなど他国の環境ラベルの基準との調和を図る観点から、基準項目や製造事業者が共通する商品類型 No.117「複写機 Version2」との段階的な商品類型統合も視野に入れています。

●エコマーク商品類型 No.124
「ガラス製品 Version2.0」

従来の認定基準のねらいであるガラスカレットの有効利用という側面を踏襲しつつ、適用範囲の拡大、ガラスカレットの配合率などの見直しを行いました。

特に「ガラス製のびん」では、これまで、その他色のびんのみを対象としていましたが、無色と茶のびんも新たに対象に加えました。今後、ガラスカレットを高い比率で使用したガラスびんのエコマーク認定商品が誕生することが期待されます。

●エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version2.0」

大気汚染防止や住環境の改善を基本とした従来の認定基準の方針を引き継ぎ、改正大気汚染防止法（2006年４月施行）の主眼でもある揮発性有機化合物（VOC）の削減に焦点を当てました。

今回の見直しでは、低VOC塗料の普及が今後期待される分野として、自動車補修用塗料を新たに対象としてとりあげました。改正大気汚染防止法は、規制と事業者の自主的取り組みを効果的に組み合わせることを理念としています。環境配慮塗料の製造・販売という事業者の自主的な取り組みをエコマークを通じてPRしていくことで、自動車補修の分野における低VOC塗料の普及が進むことが期待されます。

なお、ホームページ等でお知らせしておりますとおり、認定基準案においては、本類型の制定予定日を当初2007年５月１日としておりましたが、同年４月13日に変更いたしました。

●エコマーク商品類型「建築製品」（No.123、No.137、No.138、No.139の４つの類型番号に分割して制定）［第１期分］

エコマーク商品類型No.123、No.137、No.138、No.139「建築製品」では、従来の商品類型No.123「再生材料を使用した建築用製品」を見直し、対象とする製品の範囲を大幅に広げる作業を３期に分け行っています。第１期分として、2007年１月15日から同年３月15日まで公表した、９つの適用範囲（ルーフィング、建築用石材、木質フローリング、障子・襖、障子紙・襖紙、ボード、畳、壁紙、ガス漏れ警報器）を対象とする認定基準を制定します。

商品ライフサイクルの概念を導入する以前に制定した商品類型No.62「省電力型のガス漏れ警報器」については、ライフサイクルの観点から環境側面を総合的に見直すとともに、省エネルギーに関する基準を強化し、商品類型No.139「建築製品（設備）Version1.0」の第１期分として、制定しました。

認定基準案の公表

エコマーク商品類型 No.101「かばん及びスーツケース Version 1.0」
エコマーク商品類型「建築製品」（No.123、No.137、No.138、No.139の４つの類型番号に分割して制定）［第２期分］

●エコマーク商品類型 No.101
「かばん及びスーツケース Version 1.0」

“かばん”は、旅行や通勤・通学などで毎日のように使用される、消費者にとって大変身近な製品です。今般、商品類型No.101「使用後回収・リサイクルされるスーツケースVersion2」の見直しを機に、No.104「家庭用繊維製品Version2」において多数の認定実績がある布製かばんなども対象に加え、新たな商品類型No.101「かばん及びスーツケースVersion1.0」として独立再編しました。

消費者による製品選択の視点から“かばん”のライフサイクルを再考し、従来のリサイクル繊維の使用に加え、“長期使用設計”の考え方を認定基準に導入。また、“かばん”に用いられる材料として、エコマークでは初めて“革”について認定基準を設定しました。

●エコマーク商品類型「建築製品」（No.123、No.137、No.138、No.139の４つの類型番号に分割して制定）［第２期分］

従来のエコマーク商品類型No.123「再生材料を使用した建築用製品」を見直し、対象とする製品の範囲を大幅に広げ、商品類型「建築製品」として、基準をNo.123、No.137、No.138、No.139の４つの類型番号に整理する作業を３期に分けて行っています。

今回は第２期分として、新たに８つの適用範囲（窓サッシ・ドアセット、断熱材、吸音材料、内装用ボード、プラスチックデッキ材、雨水貯留槽、排水・通気用硬質塩化ビニル管、住宅用浴室ユニット）を対象とする認定基準案を公表します。

従来の認定基準は、主として資源循環の観点から再生材料の使用を規定していました。新認定基準では、再生材料の使用に加えシックハウス対策などの化学物質管理を強化。また地球温暖化防止など、建築に関わる多様な観点から見直しを行いました。

これらの認定基準案に関し、2007年５月５日（土）～７月３日（火）まで意見（パブリックコメント）の受付を行います。受付方法に関しては次ページをご参照ください。

「認定基準案の公表に関する意見の受付について」

以下の項目をもれなくご記入の上、郵送、FAXまたはeメールにて下記送付先までお送りください。

①住所、氏名、職業、連絡先電話番号、FAX番号、eメールアドレス
②意見を述べるエコマーク商品類型の認定基準案名
③上記認定基準案についての意見の要旨
＊郵送・FAXの場合はA4版、eメールにファイルを添付される場合は、ワード、エクセルにてお願いします。

送付期日：2007年7月3日（火）　＊郵送は当日消印有効、eメールは17：00必着
送 付 先：(財)日本環境協会 エコマーク事務局 基準課
住所 〒106-0041 東京都港区麻布台1-11-9ダヴィンチ神谷町2階
FAX 03-5114-1257　eメール ecomark@japan.email.ne.jp

◇問合せ：エコマーク事務局 基準課（TEL 03-5114-1255）
電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

お知らせ

エコマーク商品類型「かばん及びスーツケース」、「建築製品」[第2期分]の認定基準案についての説明会を開催します

5月5日に公表した「かばん及びスーツケース」および「建築製品」[第2期分]の認定基準案（4ページ参照）について、下記の通り説明会を開催いたします。

エコマークの申込手続きをはじめ、各認定基準案のポイント等について、わかりやすく説明させていただく予定です。是非ご参加ください。

◆「かばん及びスーツケース」認定基準案説明会
〈東京会場〉
日 時：6月5日（火）10：00～12：00
場 所：(財)日本環境協会 第1・2会議室
（東京都港区麻布台1-11-9
ダヴィンチ神谷町2階）
〈大阪会場〉
日 時：6月14日（木）10：00～12：00
場 所：おおさかATCグリーンエコプラザ
ビオトーププラザ
（大阪市住之江区南港北2-1-10
ATCビルITM棟11階）

◆「建築製品」[第2期分]認定基準案説明会
〈東京会場〉
日 時：6月5日（火）14：00～16：00
場 所：(財)日本環境協会 第1・2会議室
（東京都港区麻布台1-11-9
ダヴィンチ神谷町2階）
〈大阪会場〉
日 時：6月14日（木）14：00～16：00
場 所：おおさかATCグリーンエコプラザ
ビオトーププラザ
（大阪市住之江区南港北2-1-10
ATCビルITM棟11階）

参加ご希望の方は、エコマーク事務局ホームページ（http://www.ecomark.jp/）上から「参加申込フォーム」をダウンロードし、6月4日（月）17時までにFAX（03-5114-1257）にてお申込みください。また、認定基準案に対するご質問やご意見などがございましたら、予めお知らせいただければ幸いです。

※参加申込受付の連絡や参加票の発行はいたしません。また勝手ながら、定員に達した場合、受付を終了することがございますので、予めご了承ください。

エコマーク認定商品情報

通学用かばんとして初のエコマーク認定商品が登場

子どもたちが毎日の生活の中で使用する商品の環境配慮を進めていくことは、環境負荷の低減と同時に、商品を利用する子どもたちの環境意識の向上という点でも重要な取り組みだといえます。

ランドセル、通学かばんメーカーのキタダ(株)（岩手県盛岡市）では、再生資源の利用など環境に配慮した商品の開発に力を入れており、このほど同社のスクールバッグ「エコールクラブ」が、通学用かばんとして初めてエコマークの認証を取得しました（認定番号06 104 039）。

キタダ(株)の「エコールクラブ」

「エコールクラブ」は、表生地（繊維部分）にPETボトルをリサイクルした繊維を60％以上使用しており、化学物質の使用等に関する基準をクリアし、エコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品」で認定を受けました。また、素材に厚織生地を使用することにより軽量化と耐久性を実現するとともに、使用する材料についても様々な環境配慮を行っています。

今後も子どもたちにとって身近な商品における環境配慮への取り組みが進み、多くのエコマーク認定商品が市場に流通することが期待されます。

◆キタダ(株)　http://www.m-kitada.co.jp/

普及・広報活動

エコマーク情報提供が充実
～エコマーク事務局ホームページ新コンテンツ、新機能等のご案内～

皆さまへの情報提供の拡充を目指すエコマーク事務局ではこの度、ホームページをリニューアルし、エコマーク認定商品等の情報提供を充実・強化いたしました。今回の注目ポイントは以下の点です。

●消費者向けコンテンツ「エコマーク・ライフスタイル」オープン

消費者の皆さまに、エコマーク商品についてわかりやすく、そして身近に感じていただくためのコンテンツを作りました。身の回りの具体的な商品を取り上げ、エコマーク商品購入の環境効果をわかりやすく説明するなど、楽しくエコマークについて知ることができるコーナー、また、子どもの環境教育に役立つ「こどものページ」もあります。

URL： http://www.ecomark.jp/lifestyle/
（トップページ上部の「エコマーク・ライフスタイル」アイコンからご覧になれます。）

●「グリーン購入法」特定調達品目検索機能の追加

トップページにある「認定商品クイック検索」に、グリーン購入法の特定調達品目からエコマーク商品を検索できる機能を追加しました。エコマークの認定基準は、グリーン購入法の判断の基準とおおむね同等以上であるため、国や地方公共団体を中心に実施されているグリーン購入での商品選択の際の具体的な目安としてご活用いただけます。ぜひご利用ください。

URL：http://www.ecomark.jp/green.php

●メールマガジン『エコマーク広報』創刊

「エコマークニュース／メール版」が『エコマーク広報』としてリニューアルいたしました。12回／年の発行を目指し、基準制定の最新の動きなど皆さまのお役に立つ情報を、これまで以上にタイムリーに発信いたします。エコマーク事業をより身近に感じていただけたら幸いです。

まだ登録されていない方は、エコマーク事務局ホームページから是非ご登録ください。

エコマーク メールマガジン

「エコマークニュース／メール版」は『エコマーク広報』としてリニューアルしました！

2007年度版のエコマークのカタログ、リーフレットができました

エコマークでは認定商品の購入・利用拡大に向け、様々な媒体を通じてエコマーク商品に関する情報を提供しています。

このほど、エコマーク事務局が監修する2007年度版の「エコマーク商品カタログ」ならびに「グリーンステーション掲載商品カタログ」が発刊されました。発行元より国や地方公共団体、学校などに、4月に配付されています。

また、エコマークとグリーン購入法特定調達品目の対応関係をまとめた「エコマークとグリーン購入法特定調達品目」の2007年度版パンフレットもでき上がりました。

企業や自治体などにおけるグリーン購入の推進等にご活用ください。

「エコマーク商品カタログ」
問合せ先：(株)チクマ秀版社
TEL 03-3965-1411

「グリーンステーション掲載商品カタログ」
問合せ先：(株)ファイン
TEL 06-4704-5725

「エコマークとグリーン購入法特定調達品目」
http://www.ecomark.jp/pdf/g_eco07.pdf からもダウンロードできます。

日本初！ エコマーク商品専門ショッピングサイトがグランドオープン

(財)日本環境協会 エコマーク事務局が監修しているエコマーク商品総合情報サイト「グリーンステーション」の情報を利用した、日本初のエコマーク商品専門ショッピングサイト「GSショップ」(http://shop.greenstation.net/) が、約1万品まで取扱商品を拡大し、2007年4月2日にグランドオープンしました((株)ファイン運営)。

「GSショップ」では、個別商品ごとにその環境優位性に関する詳細な情報提供をしており、消費者はその情報を吟味した上で、購入の判断をすることができるようになっています。事務用品、建材、日用品、OA機器、繊維製品等、取り扱い商品も多岐に渡るほか、「エコマーク商品を一度使ってみたいんだけど……」という消費者の皆さまのための「エコマーク入門セット」も用意されています。

「GSショップ」のホームページ

国際協力活動

GEN役員会に出席

4月16日、17日に、世界エコラベリング・ネットワーク（GEN）役員会がカナダのバンクーバーで開催され、エコマーク事務局よりGEN役員およびGEN総務事務所担当者が出席しました。

会議ではGENの活動内容や運営について議論が行われ、ISOや国連機関といった他の関連の国際機関との関係強化を一層推進していくことや、GENホームページのリニューアルの実施が確認されました。また、2007年度のGEN総会は、11月にスウェーデンのルンドで開催される予定です。

GEN 役員会の様子

＊世界エコラベリング・ネットワーク
（GEN：Global Ecolabelling Network）
ISO14024 タイプⅠ環境ラベル制度を運営するエコラベル機関（正会員）とエコラベルに賛同する一定条件を満たした団体である準会員により構成されるネットワークで、現在、28団体が加盟。お互いを協力パートナーとして連携・協力を図ることで、エコラベルならびに認定商品の国際的な普及を目指しています。

関連情報

グリーン購入の推進において重視されるエコマーク

環境に配慮した商品・サービスの選択・購入を実践するグリーン購入を推進していくには、商品等の環境側面に関する情報のわかりやすい提供が大変重要であり、こうした観点から環境ラベルは大きな役割を担っています。

環境省が平成18年度に実施した地方自治体のグリーン購入の取り組みに関する調査*によれば、グリーン購入に際して「環境ラベリング（マーク表示等）」を参考にしていると回答した自治体は62.4％と、「メーカー等の製品カタログ・パンフレット類」（73.1％）に次いで２番目の項目となっており、その中でもグリーン購入の取り組みが進展している都道府県・政令市では、「環境ラベリング（マーク表示等）」の回答が90.2％にも達しています。

具体的に参考とする環境ラベリング制度等を見ると、回答が最も多かったのがエコマークで、98.2％（前年度に対し3.8％増加）の自治体が参考にしていると答えています。また、エコマーク事務局監修の商品総合情報サイト「グリーンステーション」も17.1％と、前年度に比べ5.2ポイント回答率が高くなっており、このサイトを利用する自治体が増えていることがうかがえます。

「製品（物品・役務）選択時の環境情報充実に必要な仕組み」に関する質問では、「環境にやさしい製品を認定しマークを表示する制度」が80.1％（前年度に対し2.9％増加）と最も回答が多く、環境ラベリング制度に対する期待が大きいことが示されています。

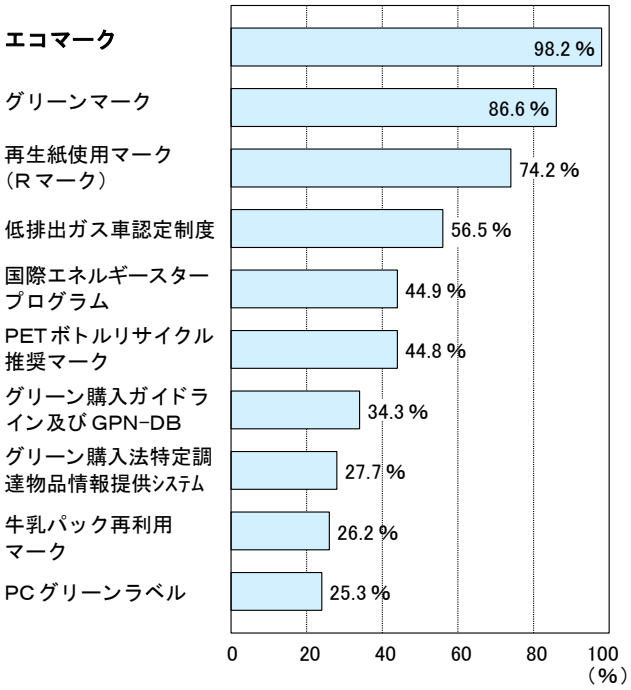

地方自治体がグリーン購入に際して参考にしている環境ラベリング制度等（10位まで）＊

＊出所：環境省「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」平成18年度調査結果（平成19年4月公表）より

エコマークニュース 第69号　2007年5月5日発行

編集・発行／財団法人 日本環境協会　エコマーク事務局
〒106-0041 東京都港区麻布台1-11-9 ダヴィンチ神谷町2F
認証課　TEL:03-5114-1253　FAX:03-5114-1257
基準課・普及課　TEL:03-5114-1255　FAX:03-5114-1257
Homepage: http://www.ecomark.jp
E-mail: ecomark@japan.email.ne.jp

エコマークは（財）日本環境協会の登録商標です。